

・国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示

(平成十一年十二月十六日科学技術庁告示第一三三号)

改正 平成十二年二月二十七日科学技術庁告示 第二〇号  
同 二五年 三月二十九日 文部科学省告示 第五八号

国際規制物資の使用等に関する規則第四条の十第三号の原子力規制委員会が定める研修は、次に掲げるとおりとする。国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）第四条の十第三号の規定に基づき、国際規制物資の使用等に関する規則に基づき長官が定める研修を定める告示を次のように定め、公布の日から適用する。

国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会  
会が定める研修を定める告示

(平成十二年十二月十六日科学技術庁告二〇・平二五文科告五八・改称)

国際規制物資の使用等に関する規則第四条の十第三号の原子力規制委員会が定める研修は、次に掲げるとおりとする。

一 研修科目

- イ 保障措置検査を受ける原子力施設の構造等
- ロ 国際規制物資の管理の方法及び計量に必要な技術
- ハ 保障措置検査の方法
- ニ 関係法令及び関係国際約束

二 研修時間 三十時間

三 研修機関 指定保障措置検査等実施機関

附 則 (平成十二年二月二十七日科学技術庁告示第二〇号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成二五年三月二十九日文部科学省告示第五八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。